改正

平成24年3月30日規則第16号 平成24年10月31日規則第26号 平成25年12月27日規則第34号 平成26年6月30日規則第25号 平成28年3月23日規則第15号 平成29年3月31日規則第23号 令和5年3月23日規則第15号

安曇野市景観条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)及び安曇野市景観条例 (平成22年安曇野市条例第29号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法及び条例において使用する用語の例による。 (面積、高さ等の算定方法)

第3条 この規則において面積、高さ等の算定方法は、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号) 第2条に規定する方法によるものとする。

(軽微な変更)

- 第4条 条例第7条第3項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。
 - (1) 法第8条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項の変更
 - (2) 市長が市民等又は安曇野市景観審議会の意見を聴く必要があると認める変更 (エリア区分)
- 第5条 条例第8条第1項各号に規定するエリアは、次の各号に掲げるエリアの区分に応じ、当該 各号に定めるものとする。
 - (1) まちなかエリア 安曇野市の適正な土地利用に関する条例(平成22年安曇野市条例第28号。 以下「土地条例」という。)第9条第1項第1号に規定する拠点市街区域及び同項第2号に規 定する準拠点市街区域の範囲とする。
 - (2) 田園エリア 土地条例第9条第1項第3号に規定する田園居住区域及び同項第4号に規定する田園環境区域の範囲とする。
 - (3) 山麓・山間部エリア 土地条例第9条第1項第5号に規定する山麓保養区域及び同項第6号に規定する森林環境区域の範囲(自然公園法(昭和32年法律第161号)に基づき中部山岳国立公園に指定されている範囲を除く。)とする。
 - (4) 山岳エリア 自然公園法に基づき中部山岳国立公園に指定されている範囲とする。

(行為の届出等)

- 第6条 法第16条第1項の規定による行為の届出は、景観計画区域内における行為の届出書(様式 第1号)により行うものとする。
- 2 法第16条第2項の規定による行為の変更の届出は、景観計画区域内における行為の変更届出書 (様式第1号の2)により行うものとする。
- 3 法第16条第5項後段の規定による行為の通知は、景観計画区域内における行為の通知書(様式 第1号の3)により行うものとする。

(届出に添付する図書)

- 第6条の2 条例第12条第3項の規則で定める図書は、別表第1の左欄に掲げる行為の区分に応じ、 それぞれ同表の右欄に掲げる図書とする。ただし、市長が添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。
- 2 市長は、前項に規定する図書のほか、必要と認める図書の提出を求めることができる。 (標識の設置方法)
- 第7条 条例第12条第6項の規定により設置する標識は、景観計画区域内における行為の標識(様式第2号)によるものとする。
- 2 景観計画区域内における行為の標識は、法第18条第1項及び第2項又は条例第18条第1項及び 第2項の規定に基づく行為の着手の制限に係る期間が満了するまで設置しなければならない。
- 3 景観計画区域内における行為の標識の設置に係る費用は、設置者の負担とする。 (届出を要しない規模等)
- 第8条 条例第13条第5号の規則で定める規模は、別表第2のとおりとする。

(変更命令)

第9条 法第17条第1項又は第5項の規定による命令は、措置命令書(様式第3号)によるものとする。

(期間延長)

第10条 法第17条第4項後段の規定による通知は、期間延長通知書(様式第4号)によるものとする。

(身分証明書)

第11条 法第17条第8項及び第23条第3項(法第32条第1項において準用する場合を含む。)の証明書は、身分証明書(様式第5号)によるものとする。

(期間短縮の通知)

第12条 条例第19条の規定による通知は、行為着手制限期間短縮通知書(様式第6号)によるものとする。

(完了の届出)

第13条 条例第20条の規定による届出は、景観計画区域内における行為の完了届出書(様式第7号)によるものとする。

(景観重要建造物等の指定の通知)

- 第14条 法第21条第1項の規定による通知は、安曇野市景観重要建造物指定書(様式第8号)によるものとする。
- 2 法第30条の規定による通知は、安曇野市景観重要樹木指定書(様式第9号)によるものとする。 (景観重要建造物等を表示する標識)
- 第15条 法第21条第2項及び第30条第2項の規定により設置する標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 指定番号
 - (2) 景観重要建造物又は景観重要樹木の名称
 - (3) 指定年月日
- 2 前項の標識の設置場所は、その建造物又は樹木の所有者と協議の上、決定するものとする。 (現状変更行為の申請)
- 第16条 景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号)第9条第1項及び第14条第1項並びに都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令(平成16年農林水産省、国土交通省令第4号)第4条第1項に規定する申請書は、景観重要建造物等現状変更行為許可申請書(様式第10号)によるものとする。
- 2 景観重要建造物等現状変更行為許可申請書及びこれに添付する図書の提出部数は、2部とする。 (現状変更の許可等)
- 第17条 市長は、景観重要建造物等現状変更行為許可申請書の提出があったときは、その内容を審査して、許可の可否を決定し、現状変更決定通知書(様式第11号)により通知するものとする。 (所有者の変更)
- 第18条 法第43条の規定による届出は、所有者変更届(様式第12号)によるものとする。 (景観づくり住民協定の認定)
- 第19条 条例第27条第1項の規定による景観づくり住民協定(以下「住民協定」という。)の認定は、次に掲げる事項全てに該当するものについて行うものとする。
 - (1) 建築物及び工作物の位置、形態、色彩、意匠、材料若しくは敷地の緑化又はまち並みの美化等景観づくりに関する事項が定められていること。
 - (2) 住民協定の有効期間が原則として5年以上であること。
 - (3) 住民協定の区域内の市民等のおおむね3分の2以上の合意によるものであること。 (景観づくり住民協定の申請等)
- 第20条 条例第27条第2項の規定による申請は、景観づくり住民協定認定申請書(様式第14号)によるものとし、次に掲げる図書を添付しなければならない。
 - (1) 住民協定に係る協定書の写し
 - (2) 住民協定の区域を示す図面
- 2 市長は、景観づくり住民協定認定申請書の提出があったときは、その内容を審査して、認定の 可否を決定し、その旨を景観づくり住民協定認定通知書(様式第15号)により通知するものとす る。

(住民協定の変更及び廃止の届出)

第21条 認定された住民協定の代表者は、当該住民協定の内容若しくは区域に変更が生じたとき又は住民協定が廃止されたときは、景観づくり住民協定変更等届(様式第16号)を市長に提出しなければならない。

(景観づくり市民団体の認定)

- 第22条 条例第28条第1項の規定による景観づくり市民団体の認定は、次に掲げる事項全てに該当するものについて行うものとする。
 - (1) 団体の活動が景観づくりに有効であると認められること。
 - (2) 活動区域内の市民の多数により組織されていると認められていること。

(景観づくり市民団体の申請等)

- 第23条 条例第28条第2項の規定による申請は、景観づくり市民団体認定申請書(様式第18号)によるものとし、次に掲げる図書を添付しなければならない。
 - (1) 規約
 - (2) 役員名簿
 - (3) 構成員の氏名及び住所が記載されたもの
 - (4) その他市長が必要と認める図書
- 2 前項第1号の規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。
 - (1) 名称
 - (2) 設立目的
 - (3) 活動区域
 - (4) 活動内容
 - (5) 構成員の範囲に関する事項
 - (6) 役員に関する事項
 - (7) 会議に関する事項
 - (8) 経費及び会計に関する事項
 - (9) 規約の変更に関する事項
- 3 市長は、景観づくり市民団体認定申請書の提出があったときは、その内容を審査して、認定の 可否を決定し、その旨を景観づくり市民団体認定通知書(様式第19号)により通知するものとす る。

(景観づくり市民団体の変更及び廃止の届出)

第24条 景観づくり市民団体として認定された団体の代表者は、規約、役員の区分若しくは構成員の氏名若しくは住所に変更が生じたとき又は当該団体が解散するときは、景観づくり市民団体変更等届(様式第20号)を市長に提出しなければならない。

(安曇野市景観審議会の組織及び運営)

第25条 安曇野市景観審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長1人を置き、委員の互 選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理 する。
- 4 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 5 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 6 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 8 審議会の庶務は、都市建設部において処理する。

(専門部会の設置)

- 第26条 条例第31条第4項の規定により審議会に専門部会を置き、部会長及び副部会長を置くものとする。
- 2 部会長及び副部会長は、専門部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 3 部会長は専門部会の会務を掌理し、副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、 その職務を代理する。
- 4 専門部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。
- 5 専門部会の会議は、専門部会に属する委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 6 専門部会に、専門の事項を調査及び審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- 7 専門委員は、市長が委嘱する。
- 8 審議会は、その定めるところにより、専門部会の意見をもって審議会の意見とすることができる。

(景観アドバイザー)

- 第27条 条例第33条に規定する安曇野市景観アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)を置くものとする。
- 2 アドバイザーは、景観づくりに関し、都市計画、建築、造園、土木、造形又は色彩における専門知識を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 アドバイザーの任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 アドバイザーは、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様 とする。

(景観整備機構の指定の申請)

- 第28条 法第92条第1項の規定による景観整備機構(以下「機構」という。)の指定の申請は、景 観整備機構指定申請書(様式第21号)によるものとし、次に掲げる図書を添付しなければならな い。
 - (1) 定款
 - (2) 登記事項証明書

- (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 組織図及び事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書及び事業活動収支決算書並びに貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び事業活動収支予算書
- (7) その他機構の業務に関し参考となる書類

(景観整備機構の指定)

- 第29条 市長は、前条の規定による申請が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、法第92条第 1項の規定による指定を行い、景観整備機構指定書(様式第22号)により通知するものとする。
 - (1) 法第93条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができること。
 - (2) 法第95条第3項の規定により指定を取り消されたものにあっては、その処分のあった日から2年以上経過していること。

(名称等の変更の届出等)

- 第30条 法第92条第3項の規定による届出は、名称等変更届出書(様式第23号)によるものとする。
- 2 機構は、景観整備機構指定書に記載された業務に変更があったときは、変更があった日から30日以内に業務変更報告書(様式第24号)を市長に提出しなければならない。

(事業報告等)

第31条 機構は、各事業年度の終了後3月以内に、当該年度の事業報告書及び収支決算書並びに当該年度の次年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出しなければならない。

(補則)

第32条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 景観計画の制定その他条例を施行するために必要な準備行為は、この規則に基づき施行日前に おいても行うことができる。

附 則 (平成24年3月30日規則第16号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則(平成24年10月31日規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年12月27日規則第34号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年6月30日規則第25号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成26年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の安曇野市規則による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (平成28年3月23日規則第15号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規定は、市の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、施行日以後にされた市の処分その他の行為又は施行日以後にされた申請に係る市の不作為に係るものについて適用し、施行日前にされた市の処分その他の行為又は施行日前にされた申請に係る市の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(平成29年3月31日規則第23号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月23日規則第15号)

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の安曇野市景観条例施行規則による用紙で、現に 残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表第1 (第6条の2関係)

行為の種類	図書		
建築物の建築等、工作物	市長が指示する地点から、建築等をしようとする建築物又は建設等を		
の建設等	しようとする工作物の敷地の方向に向かって、その敷地及びその周辺		
	の状況を撮影した写真にその建築物又は工作物の透視図を合成し、そ		
	の地点からの将来の景観を予想した図面		
	門、垣、柵、塀、植栽、敷地内通路等の敷地内の外部構成を表示した		
	図面で縮尺100分の1以上のもの		
	屋外の配管、室外機その他の設備の位置形状等を明らかにする図面で		
	適切な縮尺のもの(建築物の建築等を行う場合に限る。)		
都市計画法(昭和43年法	都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第16条第4項の規定		
律第100号) 第4条第12	により作成した現況図、土地利用計画図、造成計画平面図、造成計画		
項に規定する開発行為	断面図及び擁壁の断面図		
景観法施行令(平成16年	行為を行う土地の位置及び当該土地の周辺の状況を表示する図面で縮		
政令第398号)第4条第1	尺2,500分の1以上のもの		
号に規定する土地の形質	行為を行う土地の区域内における建築物又は工作物の位置を表示する		

の変更	図面で縮尺100分の1以上のもの	
	行為を行う土地及びその周辺の状況を示す写真 (2方向以上から撮影	
	したもの)	
	採取又は掘採の方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの	
	(土石の採取及び鉱物の掘採に限る。)	
	設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの	
	(土石の採取及び鉱物の掘採を除く。)	
景観法施行令第4条第4	行為を行う土地の位置及び当該土地の周辺の状況を表示する図面で縮	
号に規定する物件の堆積	遺尺2,500分の1以上のもの	
	行為を行う土地の区域内における建築物又は工作物の位置を表示する	
	図面で縮尺100分の1以上のもの	
	行為を行う土地及びその周辺の状況を示す写真(2方向以上から撮影	
	したもの)	
	堆積する場所及び方法を明らかにする図面	

別表第2(第8条関係)

<u> </u>	
行為の種類	面積又は高さの規模
建築物の新築、増築、改築又は移転	10平方メートル
建築物又は工作物の外観を変更することとなる修	変更面積25平方メートル
繕、模様替え又は色彩の変更	
プラント類、自動車車庫、貯蔵施設類及び処理施設	高さ10メートル及び築造面積20平方メート
類の新設、増設、改築又は移転	/L
電気供給等施設等の新設、増設、改築又は移転	高さ8メートル。ただし、建築基準法施行
	令第138条第1項第2号の括弧書きの規定
	で除かれるものを除く。
プラント類、自動車車庫、貯蔵施設類、処理施設類、	高さ5メートル
電気供給等施設等以外の工作物の新設、増設、改築	
又は移転	
開発行為	面積300平方メートル並びに法面及び擁壁
	の高さ1.5メートル
土地の開墾、土砂の採取、鉱物の掘採その他の土地	面積300平方メートル並びに法面及び擁壁
の形質の変更	の高さ1.5メートル
 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件	面積100平方メートル及び堆積の高さ3メ
の堆積	ートル